

愛知県立大府特別支援学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの児童生徒でも被害者にも加害者にもなりうるものです。この事実を踏まえ、教職員は日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないように学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが何より大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな集団的な体験活動や人と関わる活動等を通して、人間的に成長できる取組の充実を図ります。

(注) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条、「愛知県いじめ防止基本方針」第2より）

当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係〔学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブなどの仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態〕にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響〔身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど〕を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注) 不登校とは（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査－用語の解説）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）。理由別長期欠席者数については、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒について調査している。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ不登校対策委員会」について

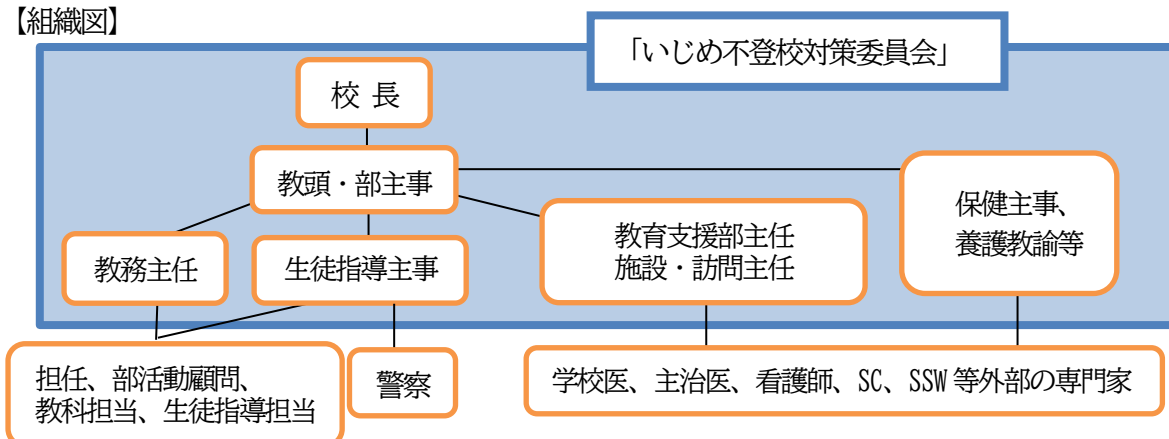
ア 委員会の構成員

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育支援部主任、施設主任、訪問主任、養護教諭、（必要に応じて、関係職員等）をもって組織する。

イ 指導・支援チーム

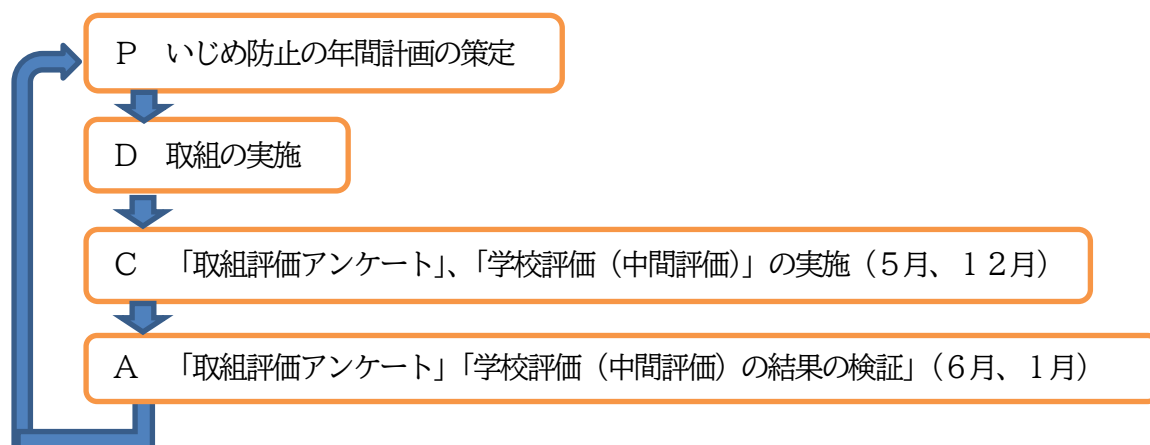
委員会は、事案に応じて、適切な教員等を構成員とする指導・支援チームを組織し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案に応じて柔軟に構成員を組織し、対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

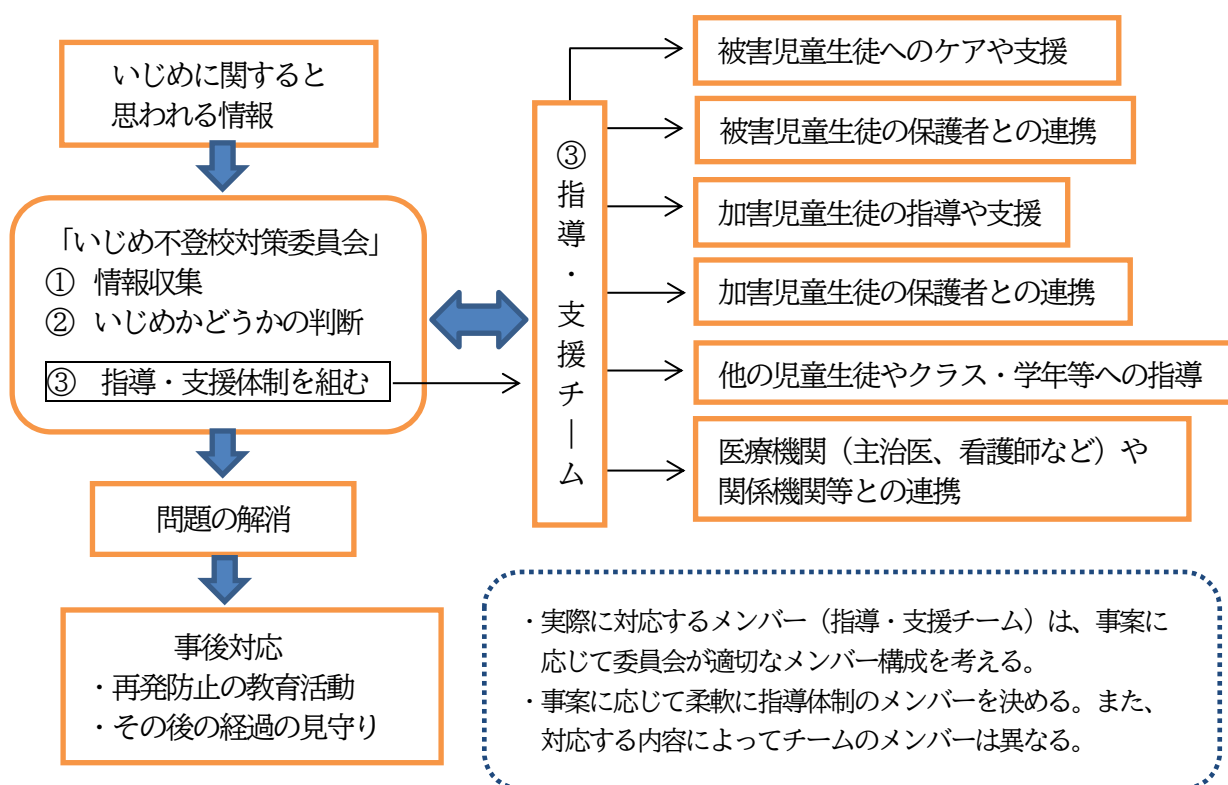
(ア) 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

(イ) 「いじめ不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



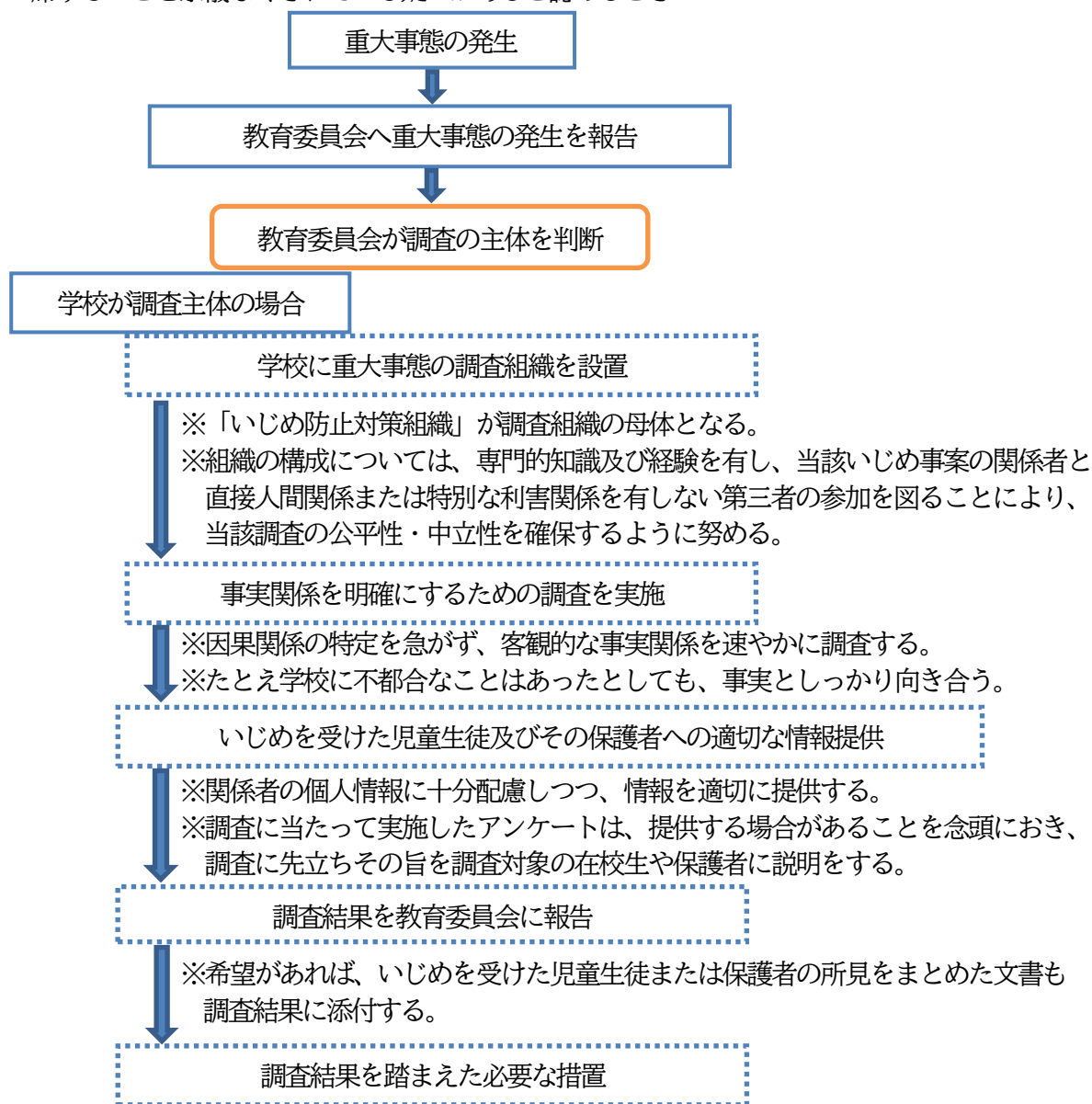
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ウ 保護者や医療、関係機関との連携に努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年2回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、学校医や臨床心理士、警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ不登校対策 委員会の動き	保護者・医療・ 地域との連携等
通年	○ホームルーム【全学年】(週1回) ⑧ ○道徳科の授業【小・中】(週1回) ⑧ ○自立活動：人間関係づくり (グループエンカウンター、レクリ エーション、ソーシャルスキルトレ ーニング)【全学年】(適宜) ⑧⑨ ○部集会【全学年】(適宜) ⑨⑩	○健康観察【全学 年】(毎日) ⑨ ○児童生徒の情報 交換【全学年】 (週1回) ⑨	○形態別研修(ケー ス検討会)【職員】 (年数回) ⑧⑨	○授業参観 【全学年】(適宜) ⑧ ○入退院検討会(適宜) ○関係機関との連携 (カンファレンス等)
4月	第1回全校集会【全学年】 ⑨		○いじめ不登校対策 委員会	○運営協議会 ○生活指導連絡協議会 ⑨ ○個人懇談【全学年】 ⑧ ○進路説明会【中3】 ⑩
5月		○「心のアンケー ト」の実施【全学 年】 ⑨⑩	○全教職員対象の 「取組評価アンケー ト」の実施	
6月	○あいさつ週間【全学年】 ⑨ ○石ヶ瀬小学校との交流及び共同学 習【小】 ⑨ ○職場体験【中2】 ⑩ ○チャレンジ体験【中3】 ⑩ ○校内実習【高1、2】 ⑩ ○産業現場等における実習【高3】 ⑩		○アンケートの評価 及び検証	○運動会

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ不登校対策 委員会の動き	保護者・医療・ 地域との連携等
7月	○第2回全校集会【全学年】(生) ○大府南中学校との交流及び共同学 習【中】(部)		○現職研修(夏の職 員研修)(支)	○個人懇談【高】(教) ○生活指導連絡協議会(生)
8月			○現職研修(人権講 話)	○学校安全講習会
9月	○職場見学会【高】(進)			○学校評価委員会 ○進路説明会【高2】(進) ○個人懇談【小・中】(教)
10月	○第3回全校集会【全学年】(生)			
11月	○大府南中学校との交流及び共同学 習【中】(部) ○校内実習【高1】(進) ○産業現場等における実習【高2、3】 (進)			○文化祭
12月	○人権週間・人権講話【全学年】(生) ○大府高校との交流及び共同学習 【高】(部)	○「心のアンケート」の実施【全学 年】(生)(部)	○全教職員対象の 「取組評価アンケ ー」の実施	○個人懇談【必要に応じ て】(教) ○生活指導連絡協議会(生)
1月	○あいさつ週間【全学年】(生) ○情報モラル教室【全学年】(生)		○アンケートの評価 及び検証	○学校関係者評価委員会 ○学校評価委員会
2月	○石ヶ瀬小学校との交流及び共同学 習【小】(部)		○いじめ防止基本方 針の見直し ○いじめ不登校対策 委員会	○個人懇談【卒業学年】 (教) ○作品展示会
3月				○個人懇談【在校学年】 (教) ○生活指導連絡協議会(生)

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健体育部 (進)…進路指導部 (支)…教育支援部 (部)…部会